



厚生労働省

北海道労働局

Press Release

厚生労働省北海道労働局発表
令和2年10月9日

担 当	【照会先】
	厚生労働省北海道労働局労働基準部賃金室
	室長 熊谷 智史 賃金指導官 小西 利典
	<電話>011-709-2311 (内線 3533)

報道関係者 各位

最低賃金法に違反する事業場の割合は9.5%

～令和2年1月～3月の最低賃金の履行確保に係る監督結果～

北海道労働局（局長 ^{うへだ}上田 ^{くにお}国土）は、管下17の労働基準監督署（支署）が、最低賃金の履行確保を図るために令和2年1月～3月の間に実施した集中的な監督指導の結果を取りまとめましたので公表します。

※最低賃金については、昨年10月3日に北海道最低賃金を時間額861円に改定するとともに、同年12月1日と12月6日には4つの特定（産業別）最低賃金を別添「北海道の最低賃金」のとおり改定し、道内の各種団体、事業場等に広くその周知広報を行ってきました。

1 最低賃金法違反の状況（別紙表1、2及びグラフ参照）

監督指導を実施した1064事業場のうち、最低賃金額未満の賃金で労働者を雇用していたのは101事業場であり、違反率は9.5%と前年度8.7%に比べ0.8ポイント増加しました。

業種別では、接客娯楽業、保健衛生業、商業の順に最低賃金違反事業場数の割合が高くなっていました。

最低賃金額以上の賃金額を支払っていなかった事業場に対しては、最低賃金法違反の是正を勧告するとともに、過去に遡って不足額を支払うよう指導を行いました。

2 最低賃金額未満の労働者数とパート・アルバイトの割合（別紙表1参照）

最低賃金額未満の賃金額で雇用されていた労働者数は239人で、監督実施事業場の全労働者に対する割合は1.8%となっています。

また、最低賃金額未満の賃金額で雇用されていた労働者のうち、パート・アルバイトが125人と全体の52.3%を占めています。

3 最低賃金に対する認識（別紙表3参照）

監督指導を実施した1064事業場のうち、「最低賃金額を知らない」、「最低賃金が適用される

(道政記者クラブ・経済記者クラブに同時提供)

とは知らなかった」と回答のあった事業場数は49件、4.6%となっており、前年度8.5%に比べ3.9ポイント減少しました。

4 最低賃金額以上を支払っていなかった主な理由（別紙表4参照）

最低賃金額以上を支払っていなかった事業場における理由のうち最も多かったのは①「賃金を時間額に換算して比較していなかった」であり、45事業場と全体の44.6%となっています。

これに続いて、②「最低賃金額を知っていたが賃金改定をしていなかった」が28事業場で27.7%、③「適用される最低賃金額を知らなかった」が13事業場で全体の12.9%、などとなっています。

今後の対応

最低賃金制度は、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図るセーフティネットとして重要な役割を有していることから、北海道労働局では、最低賃金の履行確保を図るため、引き続き、最低賃金制度及び最低賃金額について広く周知を図るとともに、事業場に対する監督指導を実施することとしています。

また、事業場内での最低賃金の引上げを支援する「業務改善助成金」の活用や中小企業等への各種助成金の相談等の支援を行う「北海道働き方改革推進支援センター」の活用促進を図ることとしています。

※1 「業務改善助成金」の詳細については、北海道労働局のホームページ <https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/> をご参照下さい。

※2 「北海道働き方改革推進支援センター」における各種助成金の相談等の支援については、ホームページ <https://public.lec-jp.com/hataraki-hokkaidou/> をご参照下さい。

北海道の最低賃金

地域別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額（円）	適用労働者等の範囲
北海道最低賃金	時間額 861 元. 10. 3発効	北海道内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。

特定最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額（円）	特定最低賃金の適用が除外される者
処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業	時間額 892 元. 12. 6発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 手作業による洗浄、皮むき、選別、包装又は箱詰め業務に主として従事する者
鉄鋼業 ※「鉄素形材製造業」及び「その他の鉄鋼業」を除く	時間額 967 元. 12. 1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 ※「発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業」、「産業用電気機械器具製造業」、「電球・電気照明器具製造業」及び「医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）」を除く	時間額 894 元. 12. 1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者 5 手作業による検品、検数、選別、材料若しくは部品の送給若しくは取りそろえ、運搬、洗浄、包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、メッキのマスクング又は脱脂の業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者 6 熟練を要しない手作業又は手工具若しくは操作が容易な小型電動工具を用いて行う曲げ、切り、組線、巻き線、かしめ、バリ取りの業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者
船舶製造・修理業、船体ブロック製造業 ※「木造船製造・修理業」及び「木製漁船製造・修理業」を除く	時間額 887 元. 12. 1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者

この表を労働者の見やすい場所に掲示して下さい。（最低賃金法第八条）

- 最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外等割増賃金は算入されません。
- 最低賃金は、パートタイマー、臨時、アルバイトなどすべての労働者に適用されます。
- 二つ以上の最低賃金の適用を受ける場合には、高い額の最低賃金が適用されます。
- 派遣労働者は、派遣先の地域（産業）に適用される最低賃金が適用されます。
- 最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援策「業務改善助成金」は雇用環境・均等部企画課にて、非正規雇用労働者の処遇改善のための支援策「キャリアアップ助成金」及び賃金アップと離職率低下を支援する「人材確保等支援助成金」については職業安定部職業対策課にて対応しておりますのでお気軽にご相談下さい。

労働災害に健康保険は使えません。受診は労災保険で!!

- ・ 最低賃金又は労働保険についての詳しいことは、北海道労働局（電話 011-709-2311）又は最寄りの労働基準監督署（支署）へお問い合わせ下さい。
- ・ 北海道労働局ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/>



最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果（令和2年1月～3月）

表1 監督実施事業場数、違反率、最低賃金額未満労働者

	監督実施 事業場数	最低賃金 未満 事業場数	違反率（%）	監督実施 事業場 全労働者数	最低賃金額未満労働者			
					数	比率 （%）		
							うちパート・アルバイト数	同比率（%）
地域別	1064	101	9.5	13,405	239	1.8	125	52.3
最低賃金	(744)	(65)	(8.7)	(9,193)	(141)	(1.5)	(85)	(60.3)

※（ ）内は平成31年1月～3月の監督結果（以下同様）

表2 監督実施事業場の業種

	業 種	事業場数（割合%）		違反事業場数（割合%）	
		数	割合%	数	割合%
監督実施 事業場	商業（卸売業、小売業、理美容業など）	467	43.9	49	10.5
	製造業（食料品製造業など）	385	36.2	28	7.3
	清掃・と畜業（ビルメンテナンスなど）	73	6.9	6	8.2
	接客娯楽業（旅館業、飲食店など）	60	5.6	9	15.0
	保健衛生業（医療保健業、社会福祉施設など）	21	2.0	3	14.3
	その他	58	5.4	6	10.3
	合 計	1064	100	101	9.5

表3 事業場における最低賃金に対する認識

理 由	事業場数	割合（%）
適用される最低賃金額を知っている。	1015(681)	95.4(91.5)
最低賃金額は知らないが、最低賃金が適用されることは知っている。	48(59)	4.5(7.9)
最低賃金が適用されるとは知らなかった。	1(4)	0.1(0.6)
合 計	1064(744)	100(100)

表4 最低賃金額以上を支払っていなかった理由(最低賃金未済事業場数の内訳)

理 由	事業場数	割合 (%)
賃金を時間額に換算して比較していなかった。	45(26)	44.6(40.0)
最低賃金の改定(金額・発効日)を知っていたが賃金の改定をしていなかった。	28(14)	27.7(21.5)
適用される最低賃金額を知らなかった。	13(7)	12.9(10.8)
労働者から最賃額未済でも働かせてほしいとの申出があり、合意があれば最賃額未済でもよいと思っていた。	4(6)	4.0(9.2)
労働能力が低い場合は適用されないと思っていた。	4(2)	4.0(3.1)
売上減・コスト増により最低賃金額を支払うことができなかった。	4(0)	4.0(0)
最低賃金の減額特例許可の更新申請を怠っていた。	1(2)	1.0(3.1)
高齢者には適用されないと思っていた。	1(0)	1.0(0)
その他(賃金の計算誤り等)	19(15)	18.8(23.1)

※1 複数回答可のため、表における事業場数の合計(119事業場)は、最低賃金額以上を支払っていなかった事業場数(101事業場)を超える。

※2 割合は、最低賃金額以上を支払っていなかった事業場数(今回は101事業場、前回(平成31年1月~3月)は65事業場)に対する割合である。

グラフ 最低賃金を主眼とした監督指導の実施状況の推移

